

誓約書

独立行政法人国際協力機構 理事長 殿

私は、貴機構の日系社会次世代育成研修(大学生招へいプログラム)の対象者に選ばれたならば、下記事項を遵守し、本研修に精進することを誓約いたします。

1. 所定の日程に基づき来日し、研修に参加すること。また研修終了後も所定の日程に基づき帰国すること。
2. 日本国の法令及び研修先大学等の諸規則を遵守し、行動すること。
3. 貴機構の指示・決定には忠実に従うこと。
4. 故意又は重大な過失により責務を負った際は、自己の責任において弁済すること。
5. 研修参加に係る経費として貴機構の規程で定められた経費以外の費用については、すべて自己負担すること。
6. 次の事項のいずれかに該当すると認められ、研修中止を命ぜられた場合は、それを受け入れ、貴機構の指示に従って速やかに帰国すること。
 - (1) 日本国の法令に違反し、又は社会の秩序を乱す行為をしたとき。
 - (2) 研修先大学等の諸規則に違反したとき。
 - (3) 貴機構が決定した手当の支給の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 自己の都合により研修を中断したとき。
 - (5) 心身の著しい障害、傷病等のために留学を継続することが困難と認められるとき。
 - (6) 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
 - (7) 貴機構により支給される手当以外の研修費又はこれに相当する資金の支給を受けたとき。
 - (8) その他貴機構が止むを得ないと認める事由があるとき。
7. 前項の場合において、手当の支給中止及び貴機構の指示による帰国により生じたいかなる損害についても、貴機構に何らの請求をしないこと。
8. 往復の渡航期間及び研修期間中、申請者に不慮の事故・怪我・病気等があった場合の応急処置、医療行為等については貴機構及び貴機構指定の医療機関に一任すること。また、予め研修参加に際して付保された海外旅行傷害保険の補償内容を超える経費については自己負担すること。

9. 往復の渡航期間及び研修期間中に不慮の事故・怪我・病気を含む緊急事態が発生した場合の緊急連絡のため、親権者または保証人の緊急連絡先情報を貴機構及び研修関係者(研修業務委託先、受入大学等)へ提供すること。
10. 本誓約書の成立及び効力、並びに貴機構と研修員との間の法律関係は、日本法に従って解釈又は判断なされるものとする。
11. 本研修終了後は、修得した知識等を活用して、地域社会の発展に積極的に貢献すること。

以上

年 月 日

申請者氏名:

署 名:

上記の者に上記誓約事項を守らせることを保証します。

年 月 日

親権者または保証人氏名:

署 名:

現 住 所:

申請者との関係: